

## (2) 過酸化水素処理条件とシラス加工品の過酸化水素含有量

- ① 過酸化水素処理を行っていない生シラス及びシラス加工品の過酸化水素含有量は、生シラスで 0.2~1.1µg/g、釜揚げシラスで 0.2~0.8µg/g、チリメンで 6.0~9.0 であった。
- ② 生シラスを種々の条件で処理(過酸化水素濃度: 1, 3, 5% (シラス 50g に対して 1mL)、処理時間: 0, 5, 10, 15 分、処理温度: 0, 5, 10, 15°C) した後に、水洗・煮沸処理してできあがった釜揚げシラスの過酸化水素含有量は、過酸化水素無処理群では 1.3~2.6µg/g、過酸化水素処理群では濃度・処理温度・処理時間との関連は認められず 0.7~2.0µg/g であった。また、一般生菌数は、無処理群に比べ、過酸化水素濃度 3%以上の処理群で少ない傾向が認められた。
- ③ 生シラス及び釜揚げシラスのカタラーゼ活性の測定を行ったところ、生シラスの体表面には、41µmol/min/g の活性があることがわかった。このことから、上記②と同じ条件で処理した場合、1%の過酸化水素処理では約 9 秒、3%では約 27 秒、5%では約 45 秒で、使用した過酸化水素を分解できるだけの活性を持っていることが明らかとなった。なお、釜揚げシラスにはカタラーゼ活性は認められなかった。

## (3) フィールド試験

- ① 上記(1)の結果を踏まえて処理条件(過酸化水素濃度: 3% (シラス 1t に対して 20L)、処理時間: 10, 15, 20 分、処理温度: 15~20°C) を設定し、実生産スケールでのフィールド試験を行った。未殺菌処理原料及び殺菌処理原料の過酸化水素含有量はそれぞれ 0.8ppm 及び 0.6~1.5ppm であり同程度であった。未殺菌処理原料及び殺菌処理原料の釜揚げ製品についても、過酸化水素含有量それぞれ 2.4~2.7 ppm 及び 1.1~3.0ppm であり同程度であった。また、殺菌処理排水中の過酸化水素が定量限界未満であったことからも、殺菌処理に使用した過酸化水素は、煮沸処理前に分解、除去され、釜揚げ製品には残留しなかったものと考えられる。
- ② 未殺菌処理原料及び殺菌処理原料の釜揚げ製品における色調試験及び保存試験(一般生菌数、揮発性塩基窒素) では、殺菌処理原料の釜揚げ製品の方がより白色度が高く、また、一般生菌数及び揮発性塩基窒素も低い結果が得られた。

## 4. 過酸化水素処理による釜揚げシラスに関する部会意見 (案)

生シラスに対する過酸化水素の使用については、提出された処理方法の原理並びに各種データを評価した結果、本処理法で処理される場合に限って過酸化水素の使用は差し支えないものと考える。

ただし、次の条件が満たされている必要がある。

1. 別紙の製造マニュアルに従うものであること。
2. 加工場において製造マニュアルが十分に遵守されるよう実際的な運用体系が考慮されること。